

一者応札・応募等事案のフォローアップ票

平成26年9月4日
独立行政法人福祉医療機構

※本調査票は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成24年9月7日総務省行政管理局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡）」に基づくものである。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成26年度上期分)

法人名	独立行政法人福祉医療機構	
案件番号	No.1	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	稟議・決裁システム等運用保守業務	
契約締結日	平成26年3月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本アイ・ビー・エム(株)	
入札経緯及び結果	平成25年12月25日 入札公告 平成26年2月5日 一般競争参加資格審査申請×切 平成26年2月12日 一般競争入札参加確認申請書提出×切 平成26年2月18日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書については、当機構CIO補佐官に依頼し作成しているところであり、仕様書の内容が制限的とならないようするなど可能な限り留意している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業者決定から運用支援業務開始までの期間は約1月間とした。
③公告期間の見直し	○	政府調達協定に定める50日間を確保した。
④公告周知方法の改善	○	機構内公示及びホームページ掲載を行い、可能な限り周知に努めた。
⑤電子入札システムの導入	×	導入予定なし
⑥業者等からの聴き取り	○	入札辞退業者に対し、辞退理由のアンケートを実施した。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
一者応札改善の取り組みは、入札辞退業者へのアンケートだけでなく個別にヒアリングを実施することに加え、システム保守については複数年契約(政府調達)とすることで、複数年による経費削減効果だけでなく、長期の公告期間を確保することにより複数応札が可能となるよう努めているところであり、今後もこれまでの取組内容を維持するとともに、可能な限り公告期間及び履行期間を長く確保できるよう努めるものとした。		
契約監視委員会のコメント		
引き続き各改善項目についての取り組みを実施すること。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
一者応札の改善に向けた上記の取り組みを継続し、契約の改善に努めてまいりたい。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
中村委員・松田委員・太田委員・丸田委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成26年度上期分)

法人名	独立行政法人福祉医療機構	
案件番号	No.2	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	WAMNET障害福祉サービス事業所情報システム改修業務	
契約締結日	平成26年6月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本アイ・ビー・エム(株)	
入札経緯及び結果	平成26年5月14日 入札公告 平成26年5月28日 一般競争参加資格審査申請×切 平成26年5月29日 一般競争入札参加確認申請書提出×切 平成26年6月2日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書については、当機構CIO補佐官に依頼し作成しているところであり、仕様書の内容が制限的とならないようするなど可能な限り留意している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業者決定から納品期限までの期間を3ヶ月とした。
③公告期間の見直し	○	平成21年7月策定『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』に基づき、従前どおり、10営業日以上(13営業日)の公告期間を確保した。
④公告周知方法の改善	○	機構内公示及びホームページ掲載を行い、可能な限り周知に努めた。
⑤電子入札システムの導入	×	導入予定なし
⑥業者等からの聴き取り	○	入札辞退業者に対し、辞退理由のアンケートを実施した。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
一者応札改善の取り組みは、入札辞退業者へのアンケートだけでなく、個別にヒアリングを実施するなど、現在対応可能な方策はすべて実施しているところであり、今後もこれまでの取組内容を維持するとともに、可能な限り公告期間及び履行期間を長く確保できるよう努めるものとする。		
契約監視委員会のコメント		
引き続き各改善項目についての取り組みを実施すること。 (法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
一者応札の改善に向けた上記の取り組みを継続し、契約の改善に努めてまいりたい。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
中村委員・松田委員・太田委員・丸田委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成26年度上期分)

法人名	独立行政法人福祉医療機構	
案件番号	No.3	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	社会福祉施設開設・経営実務セミナー【大阪会場】開催に係る会場借上げ	
契約締結日	平成26年5月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)毎日ビルディング	
入札経緯及び結果	平成26年4月4日 入札公告	
	平成26年4月16日 一般競争参加資格審査申請〆切	
	平成26年4月18日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	第1回契約監視委員会(H22.1.26開催)の指摘を踏まえ、平成22年度分調達より応札条件を緩和している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	セミナーの実施計画策定の都合上、公告日からセミナー開催まで約3月となっている。
③公告期間の見直し	○	平成21年7月策定『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』に基づき、従前どおり、10営業日以上(12営業日)の公告期間を確保した。
④公告周知方法の改善	○	機構内公示及びホームページ掲載を行い、可能な限り周知に努めた。
⑤電子入札システムの導入	×	導入予定なし
⑥業者等からの聴き取り	○	入札辞退業者に対し、辞退理由のアンケートを実施した。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
一者応札改善の取り組みは、入札辞退業者へのアンケートだけでなく、個別にヒアリングを実施するなど、現在対応可能な方策はすべて実施しているところであり、今後もこれまでの取組内容を維持するとともに、可能な限り公告期間及び履行期間を長く確保できるよう努めるものとした。		
契約監視委員会のコメント		
入札から実際に会場を使用するまでの期間が短いため、空いている会場が限定されてくると思われるので、出来るだけ早い段階で入札できるよう検討願いたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
セミナー会場の借上げにおける入札時期については、開催日程等が確定次第、出来るだけ早い段階で入札できるよう検討することとした。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
中村委員・松田委員・太田委員・丸田委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成26年度上期分)

法人名	独立行政法人福祉医療機構	
案件番号	No.4	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	福祉保健医療情報ネットワークシステムに係る「福祉医療サービスに関するニュース提供」業務	
契約締結日	平成26年2月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)全国新聞ネット	
入札経緯及び結果	平成26年1月31日 入札公告	
	平成26年2月17日 一般競争参加資格審査申請×切	
	平成26年2月21日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書については、内容が制限的とならないようするなど可能な限り留意している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	業者決定から業務開始までの期間は約1月間とした。
③公告期間の見直し	○	平成21年7月策定『「1者応札・1者応募」に係る改善方策について』に基づき、従前どおり、10営業日以上(14営業日)の公告期間を確保した。
④公告周知方法の改善	○	機構内公示及びホームページ掲載を行い、可能な限り周知に努めた。
⑤電子入札システムの導入	×	導入予定なし
⑥業者等からの聴き取り	×	入札希望業者が1社のため実施せず。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
一者応札改善の取り組みは、入札辞退業者へのアンケートだけでなく、個別にヒアリングを実施するなど、現在対応可能な方策はすべて実施しているところであり、今後もこれまでの取組内容を維持するとともに、可能な限り公告期間及び履行期間を長く確保できるよう努めるものとする。		
契約監視委員会のコメント		
引き続き各改善項目についての取り組みを実施すること。		
(法人における契約監視委員会のコメント)に対して講ずる措置		
一者応札の改善に向けた上記の取り組みを継続し、契約の改善に努めてまいりたい。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
中村委員・松田委員・太田委員・丸田委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。